平成２４年（フ）第１５２６号
埼玉県川口市大字伊刈1284番地の２　アブリエール105号
債務者　上野　則臣
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３１号
さいたま市北区大成町４丁目841番地　シティプラザ大宮大成Ａ401、旧住所さいたま市北区日進町３丁目296番地10　レオパレス日進第10―102号
債務者　落合　文吾
１　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３４号
埼玉県戸田市喜沢２丁目５番地の５　プエルトハウス102号室
債務者　南谷　義久
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４２号
埼玉県新座市栄五丁目３番36号　中島荘201号室、旧住所東京都調布市国領町３丁目８番地の１
債務者　菊地　　久
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４６号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目455番地　センチュリー櫛引201
債務者　小林　正美
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５８号
さいたま市大宮区宮町５丁目63番地３　第２宮町コーポ201
債務者　中村　　篤
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６１号
埼玉県新座市栗原４丁目４番10―405号
債務者　利田　典子
１　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６９号
埼玉県和光市下新倉３丁目16番43号　シャトー和光101、旧住所埼玉県和光市下新倉３丁目14番３号　ゴートヴィラ103
債務者　遠山　義勝
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７９号
さいたま市見沼区春野１丁目２番１―401号
債務者　前田さゆり
１　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８３号
埼玉県上尾市大字原市3497番地９　川田テラス106
債務者　鈴木　満也
１　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８４号
埼玉県和光市新倉８丁目23番１号　ナーシングホーム和光、住民票上の住所埼玉県和光市新倉１丁目35番27号　深井荘101
債務者　高橋　　博
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９９号
さいたま市北区日進町２丁目820番地５　プラーカ壱番館302号室
債務者　佐用　一男
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０６号
埼玉県志木市下宗岡２丁目８番７―601号
債務者　新部　勝斎
１　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１３号
さいたま市見沼区東大宮６丁目20番地５　イチ東大宮201号室
債務者　加藤　一子（旧姓村田）
１　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１６号
埼玉県草加市稲荷３丁目11番10号　エスペランザⅠ―103号
債務者　宮川　信哉
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３４号
埼玉県草加市神明２丁目１番32号　メゾン神明202号、旧住所埼玉県草加市住吉１丁目14番11号
債務者　大川　　彩
１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係